

新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ

株主様の安全を第一に考え、株主総会の開催方針を以下のとおりとさせていただきますので、何卒ご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

- 議決権行使につきましては、可能な限り書面ご郵送による事前行使をご検討ください。
- ご出席を予定されている株主様は、当日までの健康状態に十分ご留意いただき、ご無理はなさないようお願いいたします。
- ご出席の株主様は、必ずマスク、検温、アルコール消毒のご使用をお願いいたします。
- 発熱（37.5 度以上）のある方は入場制限をいたします。また、体調不良と見受けられる方には、スタッフがお声がけさせていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
- 株主総会の弊社側の出席役員や運営スタッフは、マスクを着用して対応いたします。

第87期 定時株主総会 招集ご通知

日時

令和3年6月16日（水曜日）

午前10時（受付開始予定時刻 午前9時20分）

場所

福井市手寄1丁目4番1号

アオッサ8階 福井県民ホール

※昨年と会場が異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役3名選任の件

第3号議案 監査役2名選任の件



企業理念

化学に立脚し、新たな価値を創造、提案する。
企業経営を通じて、地域に貢献し、環境共生型社会形成に寄与する。

【会社の経営の基本方針】

当社グループは、「化学に立脚し、新たな価値を創造・提案する」「企業経営を通じて、地域に貢献し、環境共生型社会形成に寄与する」の企業理念のもと、プラスチックを中心とする異形押出成形技術をコア技術として、常に新しい技術と製品の開発に専念し、企業価値の向上に努めてまいりました。今後さらに、フクビの絶対主義、即ち「絶対品質、絶対スピード、絶対コスト」に裏付けられた製品とサービスの提供を通して、お客様の企業価値の増大に貢献し、開発型メーカーとしての事業基盤を一層強化してまいります。

中長期ビジョン

新たな技術開発と市場創造に絶え間なく挑戦し、快適な社会の実現に貢献する。

一人一人の成長と企業の成長が一体となることで、喜びを実感できるフクビグループを目指す。

この中長期ビジョンのもと、令和2年度からの新しい中期経営計画を策定するにあたり、フクビグループの10年後のありたい姿を設定、その姿を実現するためにどうすればよいかを考え、計画を策定いたしました。

10年後のありたい姿

暮らしを変える Creators

一歩先をいく「安心」と「驚き」の価値を提供する

- ・ 新たな分野に積極的に挑戦する。
- ・ 徹底的に差別化を図り、高収益化に挑戦する。
- ・ 社会的価値の創造により、持続的な企業価値向上に挑戦する。

第6次中期経営計画（2020年度～2022年度）

一歩先をいく「安心」と「驚き」の価値を提供し続ける企業となるために

FUKUVI NEXT

■ セグメント別戦略

第6次中期経営計画の基本方針に則り、サステナビリティの観点からフクビが捉える社会課題の解決に向けて、各セグメント戦略のもと、事業の成長とサステナビリティの追求の両立を目指します。

	1. 成長分野への積極展開	2. 収益構造の改革推進による利益の創造	3. 挑戦と変革を実現する経営基盤の確立
	・ 新たな技術の創造と新規事業の拡大（M&Aを含む）・ グループシナジーの最大化		
建築資材	<ul style="list-style-type: none">① 米国・ASEAN地域での建材ビジネスの確立② 成長分野（非住宅・リフォーム）での市場占有率の向上③ 新たな市場への進出（製品展開）	<ul style="list-style-type: none">① 原価低減推進（バリューチェーンを通じた顧客価値の最大化）② 事業ポートフォリオの再構築（成長分野への経営資源のシフト）③ 省人化、合理化推進（IoT、FA機器の積極的活用）	<ul style="list-style-type: none">① 挑戦を後押しする人材育成、人事制度の構築② 実行スピードの向上を実現する組織体制、推進体制の構築③ 10年後を見据えた社会課題の解決に向けた取り組み推進④ ITインフラの最大活用（グループ経営基盤の整備）
産業資材	<ul style="list-style-type: none">① グローバル市場での事業拡大（グローバルマーケティング強化）② 注力分野（モビリティ分野、インフラなど）での事業拡大③ 成長分野への経営資源シフト	<ul style="list-style-type: none">④ 金型技術の更なる向上（新規金型のQCD改善による受注競争力・生産性の向上）	<ul style="list-style-type: none">⑤ ガバナンス機能の強化（コンプライアンス・リスクマネジメント機能、BCPの強化）

■ 投資方針

「10年後のありたい姿」を実現するために持続可能な成長を果たすべく、第6次中期経営計画の3つの基本方針に則り、最適な経営資源の配分を行ってまいります。

株主の皆さまへ



株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに第87期定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

フクビ化学工業では、昨年4月にスタートした第6次中期経営計画「FUKUVI NEXT」が2年目を迎えています。コロナ禍という新たなリスクの顕在化で不透明感がさらに高まりつつある中、しっかりと将来を見据え、引き続き全社一丸となって100年企業の土台を築きあげる年としたいと思っております。

中期経営計画の着実な実行により、株主の皆さまのご期待にお応えできる企業へと成長を果たす所存でありますので、今後とも一層のご支援とご理解を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 **八木誠一郎**

目次

■ 招集ご通知	4	(添付書類)	
■ 株主総会参考書類	6	■ 事業報告	16
		■ 連結計算書類	53
		■ 計算書類	55
		■ 監査報告書	57

株主各位

福井市三十八社町33字66番地
フクビ化学工業株式会社
代表取締役社長 八木 誠一郎

招集ご通知

第87期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第87期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、議決権行使については、可能な限り、書面による事前行使をご検討ください。お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和3年6月15日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

事業報告

敬具

記

1. 日 時 令和3年6月16日（水曜日）午前10時（受付開始予定時刻 午前9時20分）

2. 場 所 福井市手寄1丁目4番1号
アオッサ 8階 福井県民ホール

※昨年と会場が異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

3. 目的事項 **報告事項** 1. 第87期（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第87期（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役3名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件

連結計算書類

計算書類

監査報告書

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- インターネットによる開示について
 1. 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および定款の規定に基づき、下記の当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。上記のホームページ掲載事項は、会計監査人および監査役の監査の対象に含まれております。
 2. 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページに掲載させていただきます。

当社ホームページ

<https://www.fukuvi.co.jp/>

株主総会参考書類

議案および参考事項

■ 第1号議案 剰余金の処分の件

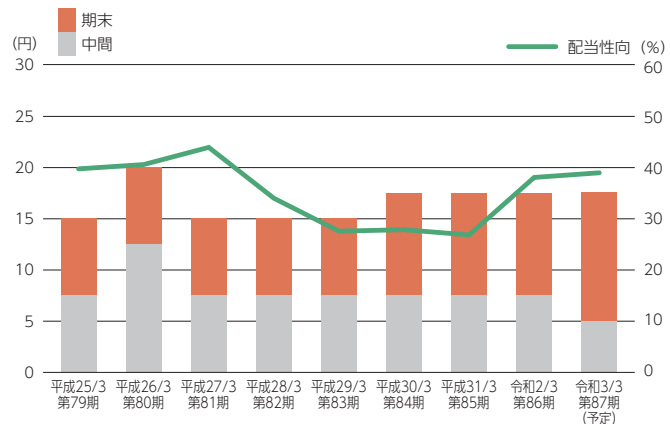
当社は、長期展望に立ち、将来の事業展開に備え内部留保を充実させるとともに、安定配当の継続を基本方針としております。

この方針に基づき、第87期の期末配当につきましては、業績や今後の事業展開ならびに内部留保の状況等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき
金12円50銭
総額 254,718,200円
既に1株あたり5円の間配当を実施しておりますので、年間配当金は1株あたり17円50銭となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
令和3年6月17日

ご参考 配当金と配当性向の推移



※第80期の中間配当金の内訳は、普通配当7円50銭、記念配当5円00銭となります。

※第84期の期末配当金の内訳は、普通配当7円50銭、特別配当2円50銭となります。

第2号議案 取締役3名選任の件

取締役8名のうち、岩淵 滋、諫山 滋、豊嶋 雅子の3名が本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	取締役 在任年数 (本総会終結時)	取締役会 出席状況 (令和2年度)
1	いわぶち 岩淵 滋	取締役	再任 社外 独立	8年 6回/6回 (100%)
2	いさやま 諫山 滋	取締役	再任 社外 独立	2年 6回/6回 (100%)
3	てしま 豊嶋 雅子	取締役執行役員	再任	6年 6回/6回 (100%)

(注) 当社は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、令和3年7月に更新予定となっております。本議案でお諮りする再任予定の取締役候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。

【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】

- ①被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
- ②補填の対象となる保険事故の概要
特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害および訴訟費用等について補填します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。
- ③役員等の職務の適正性が損なわれないための措置
保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととしています。

候補者番号

1

 取締役在任年数
(本総会終結時)
8年

 取締役会出席状況
(令和2年度)
6回/6回
(100%)

 いわぶち
岩淵

 しげる
滋

(昭和27年1月31日生 満69歳)

再任

社外

独立

候補者の有する当社株式：1,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和49年4月 三井石油化学工業株式会社（現三井化学株式会社）入社

平成15年10月 三井化学株式会社執行役員 ポリエチレン事業部長

平成17年4月 同社執行役員待遇嘱託
株式会社プライムポリマー取締役 企画管理部長

平成19年4月 同社常務執行役員待遇嘱託
株式会社プライムポリマー取締役 企画管理部長

平成19年6月 同社常務執行役員待遇嘱託
株式会社プライムポリマー代表取締役社長

平成21年6月 同社専務執行役員待遇嘱託
株式会社プライムポリマー代表取締役社長

平成22年4月 同社専務執行役員

平成22年6月 同社専務取締役

平成24年4月 同社取締役

平成24年6月 同社常勤監査役

平成25年6月 当社取締役（現任）

平成28年6月 三井化学株式会社参与
群栄化学工業株式会社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

群栄化学工業株式会社 社外取締役

社外取締役候補者の選任理由および選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

岩淵滋氏は、長年にわたり三井化学株式会社の経営に携わり、その経歴を通じて経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただきます。また、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただくことを期待し、社外取締役候補者としております。

当社との特別の利害関係

該当事項はありません。

社外取締役に関する特記事項

- 岩淵滋氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所および名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員として両取引所に届け出ております。
- 岩淵滋氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年であります。
- 当社は定款に基づき、社外取締役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任の責任限度額を、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しており、岩淵滋氏の選任が承認された場合は、同様の契約を継続する予定であります。

候補者番号

2

取締役在任年数
(本総会最終時)
2年

取締役会出席状況
(令和2年度)
6回/6回
(100%)



いさやま
諫山

しげる
滋

(昭和29年6月27日生 満66歳)

再任

社外

独立

候補者の有する当社株式：0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和55年4月 三井石油化学株式会社（現三井化学株式会社）入社
平成19年4月 三井化学株式会社執行役員 機能材料事業本部 電子・情報材料事業部長
平成21年4月 同社執行役員 機能材料事業本部 企画開発部長
平成21年6月 同社取締役 機能材料事業本部 副本部長 兼 同本部 企画開発部長
平成23年6月 同社社長補佐 米州総代表 兼 Mitsui Chemicals America, Inc. 社長

平成25年4月 同社常務執行役員
平成25年6月 同社取締役 常務執行役員
平成28年4月 同社代表取締役 専務執行役員
平成30年4月 同社取締役
平成30年6月 同社常勤監査役（現任）
令和元年6月 同社取締役（現任）

重要な兼職の状況

三井化学株式会社 常勤監査役

社外取締役候補者の選任理由および選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

諫山滋氏は、長年にわたり三井化学株式会社の経営に携わり、その経歴を通じて経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただきます。また、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただくことを期待し、社外取締役候補者としております。

当社との特別の利害関係

諫山滋氏は、三井化学株式会社の常勤監査役であります。当社は同社との間に原材料仕入等の取引関係があります。なお、同社は当社に9.11%の出資を行っております。

社外取締役に関する特記事項

- 諫山滋氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所および名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員として両取引所に届け出ております。
- 諫山滋氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会最終の時をもって2年であります。
- 当社は定款に基づき、社外取締役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任の責任限度額を、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しており、諫山滋氏の選任が承認された場合は、同様の契約を継続する予定であります。

候補者番号

3

取締役在任年数
(本総会最終時)
6年

取締役会出席状況
(令和2年度)
6回/6回
(100%)



てしま
豊嶋

まさこ
雅子

(昭和32年7月16日生 満63歳)

再任

候補者の有する当社株式：13,100株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和55年 4月	当社入社	平成27年 6月	当社取締役（現任）
平成10年 4月	当社新素材研究部 主席開発員	平成29年 6月	当社企画管理本部 副本部長
平成20年 4月	当社未来創造解析センター長	平成30年 6月	当社企画管理本部 副本部長 兼 品質保証本部管掌
平成22年 4月	当社経営企画本部 業務改革推進室部長	令和 2年 4月	当社経営戦略本部長 兼 品質保証本部管掌
平成23年 4月	当社品質保証本部 副本部長 兼 品質保証二部長	令和 3年 4月	当社経営戦略本部管掌 兼 品質保証本部管掌（現任）
平成25年 6月	当社執行役員（現任）		
平成26年 4月	当社品質保証本部長 兼 マネジメントシステム部長		

取締役候補者の選任理由

豊嶋雅子氏は、当社において技術開発や品質保証等に関する豊富な経験を有しており、現在は経営戦略本部管掌として管理部門の職務遂行により経営に携わっております。これらの知見と実績を有していることを踏まえ、引き続き当社の経営を担う適切な人材と判断し、取締役候補者としております。

当社との特別の利害関係

該当事項はありません。

ご参考

本議案が原案どおり承認可決されますと、取締役会の構成は次のとおりとなります。
 なお、現在の人数構成（取締役8名、うち社外取締役3名）に変更はありません。

氏名	当社における地位および担当	取締役 在任年数 (本総会終結時)	取締役会 出席状況 (令和2年度)
やぎ 八木 誠一郎	代表取締役 社長執行役員 兼 建材事業本部管掌	33年	6回/6回 (100%)
うねの 采野 すすむ	代表取締役 副社長執行役員 社長補佐 兼 精密事業本部管掌 兼 事業開発本部管掌	7年	6回/6回 (100%)
おおはた 大畑 ただし	代表取締役 専務執行役員 生産イノベーション本部管掌 兼 SCM本部管掌	16年	6回/6回 (100%)
いわぶち 岩淵 しげる 滋	取締役	8年	6回/6回 (100%)
いさやま 諫山 しげる 滋	取締役	2年	6回/6回 (100%)
なんぼ 南保 まさる 勝	取締役	1年	5回/5回 (100%)
かがわ 加川 じゅんいち 潤一	取締役 執行役員 グローバル事業本部管掌 兼 CSE事業本部管掌	7年	6回/6回 (100%)
てしま 豊嶋 まさこ 雅子	取締役 執行役員 経営戦略本部管掌 兼 品質保証本部管掌	6年	6回/6回 (100%)

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役 玉井 三千雄、藪原 孝夫の2名は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	監査役 在任年数 (本総会終結時)	取締役会 出席状況 (令和2年度)	監査役会 出席状況 (令和2年度)
1	たまい みちお 玉井 三千雄	監査役	4年	6回/6回 (100%)	6回/6回 (100%)
2	やぶはら たかお 藪原 孝夫	監査役	4年	6回/6回 (100%)	6回/6回 (100%)

(注) 当社は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、令和3年7月に更新予定となっております。本議案でお諮りする再任予定の監査役候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。

【役員等賠償責任保険契約の概要】

- ①被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
- ②補填の対象となる保険事故の概要
特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害および訴訟費用等について補填します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。
- ③役員等の職務の適正性が損なわれないための措置
保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととしています。

候補者番号

1

監査役在任年数
(本総会最終時)
4年

取締役会出席状況
(令和2年度)
6回/6回
(100%)

監査役会出席状況
(令和2年度)
6回/6回
(100%)



たま い み ち お
玉井 三千雄 (昭和27年7月29日生 満68歳)

候補者の有する当社株式：0株

再任

社外

独立

略歴、地位および重要な兼職の状況

昭和50年4月	蝶理株式会社入社	平成19年5月	同法人理事長
昭和53年11月	中野公認会計士事務所(京都)入所	平成24年7月	太陽ASG有限責任監査法人(現太陽有限責任監査法人)パートナー
昭和60年7月	永昌監査法人(現太陽有限責任監査法人)入所	平成26年9月	あおぞら経営税理士法人代表社員(現任)
平成13年5月	同法人代表社員	平成29年6月	当社監査役(現任)

社外監査役候補者の選任理由

玉井三千雄氏は、公認会計士として培われた専門的な知識および経験等を有しており、これらの豊富な知見と経験を当社の監査体制に反映していただくため、社外監査役候補者としております。なお、同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

当社との特別の利害関係

該当事項はありません。

社外監査役に関する特記事項

- 玉井三千雄氏は、社外監査役候補者であり、東京証券取引所および名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員として両取引所に届け出ております。
- 玉井三千雄氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会最終の時をもって4年であります。
- 当社は定款に基づき、社外監査役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任の責任限度額を、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しており、玉井三千雄氏の選任が承認された場合は、同様の契約を継続する予定であります。

候補者番号

2

 監査役在任年数
(本総会終結時)
4年

 取締役会出席状況
(令和2年度)
6回/6回
(100%)

 監査役会出席状況
(令和2年度)
6回/6回
(100%)

 やぶはら
藪原

 たかお
孝夫

(昭和28年7月13日生 満67歳)

再任

社外

独立

候補者の有する当社株式：0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

昭和47年 4月	金沢国税局総務部総務課	平成24年 7月	武生税務署長
平成19年 7月	金沢国税局課税部消費税課長	平成25年 7月	福井税務署長
平成21年 7月	七尾税務署長	平成26年 8月	藪原孝夫税理士事務所開業 (現任)
平成22年 7月	金沢国税局総務部会計課長	平成29年 6月	当社監査役 (現任)

社外監査役候補者の選任理由

藪原孝夫氏は、国税局における経歴を通じて培われた税務に関する専門的な知識および経験等を有しており、これらの豊富な知見と経験を当社の監査体制に反映していただくため、社外監査役候補者としております。なお、同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

当社との特別の利害関係

該当事項はありません。

社外監査役に関する特記事項

- 藪原孝夫氏は、社外監査役候補者であり、東京証券取引所および名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員として両取引所に届け出ております。
- 藪原孝夫氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
- 当社は定款に基づき、社外監査役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任の責任限度額を、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しており、藪原孝夫氏の選任が承認された場合は、同様の契約を継続する予定であります。

ご参考

本議案が原案どおり承認可決されますと、監査役会の構成は次のとおりとなります。
なお、現在の人数構成（常勤監査役 1 名および社外監査役 2 名）に変更はありません。

氏名	当社における地位	監査役 在任年数 (本総会終結時)	取締役会 出席状況 (令和2年度)	監査役会 出席状況 (令和2年度)
かわせ しんいちろう 川瀬 慎一郎	常勤監査役	2年	6回/6回 (100%)	6回/6回 (100%)
たまい みちお 玉井 三千雄	監査役	4年	6回/6回 (100%)	6回/6回 (100%)
やぶはら たかお 藪原 孝夫	監査役	4年	6回/6回 (100%)	6回/6回 (100%)

以上

事業報告 (令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況が続きました。政府による大規模な経済対策があったものの、依然、回復のペースは力強さに欠け、先行きも不透明な状況にあります。

海外に目を向けると、経済正常化に向けた動きが出始めている一方で、一部の国では感染再拡大の兆候が見られるなど、まだ予断を許さない状況が続いています。

今後、ワクチンの普及や感染対策を講じながら経済活動のレベルを段階的に引き上げること、景気も持ち直しに向かうことが期待されますが、毒性や感染力の強い変異株の流行状況によっては、再度の自粛要請などによる経済活動への影響が懸念され、当面注視が必要と思われる。

当社の主要マーケットである住宅業界におきましては、一昨年の消費増税による住宅取得マインドの低下や、新型コロナウイルス感染拡大による雇用・所得環境の悪化により需要が冷え込んでおり、その結果、令和2年度の新設住宅着工戸数は、戸数812千戸（前年比8.1%減）、床面積66,299千㎡（同9.3%減）となりました。

このような環境の下、当グループでは、令和2年度よりスタートしました第6次中期経営計画「FUKUVI NEXT」（2020年度～2022年度）に基づき、下記の3つの基本方針に則り具体的施策を実践しています。

・成長分野への積極展開

成長分野へは戦略的に経営資源を配分して取り組んでいます。特に断熱材の分野では「住宅の脱炭素化」をテーマとして訴求力を高めるとともに、協働企業とのアライアンス構築やフルプレカット拠点を稼働させるなどして、市場投入に注力してきました。また、海外現地法人では、高付加価値商品への切り替えを加速した結果、グループの収益に大きく貢献する形となりました。ASEANエリアでは、コロナ禍による入出国制限等で遅延を余儀なくされていた、建材ビジネス確立に向けたマーケティング活動が始動しており、また、フクビベトナムにおきましては、営業黒字化を果たしております。

・収益構造の改革推進による利益の創造

バリューチェーンを通じて顧客価値を最大化すべく原価低減に注力しているほか、成長分野へ経営資源を投入し、事業ポートフォリオの再構築に着手しています。また、IoTやAIによる見える化や、ロボット技術や自動検査装置による省人化、自動化を更に推し進め、受注競争力と生産性の向上に努めています。

・挑戦と変革を実現する経営基盤の確立

社員の挑戦を後押しする人材育成・人事制度、社内組織体制の強化を進めているほか、長期的な視点で将来に繋がる社会のニーズを満たす経営と事業展開を図り、社会的価値の創造による持続的な企業価値の向上に挑戦しています。

以上により、当連結会計年度の売上高は、356億36百万円と、前期に比べ13.6%の減収となりました。

一方、利益面につきましては、国内外で付加価値の高い品目の売上比率が改善し、加えて原価低減も図れたことから粗利率改善につながりました。経費についても、旅費交通費はじめ、その他支出を抑制するとともに役員報酬等の削減を実施し、加えて、営業外収益では雇用調整助成金の受給もあり、営業利益8億27百万円（前年同期比29.2%減）、経常利益13億86百万円（同0.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益9億15百万円（同3.2%減）となりました。

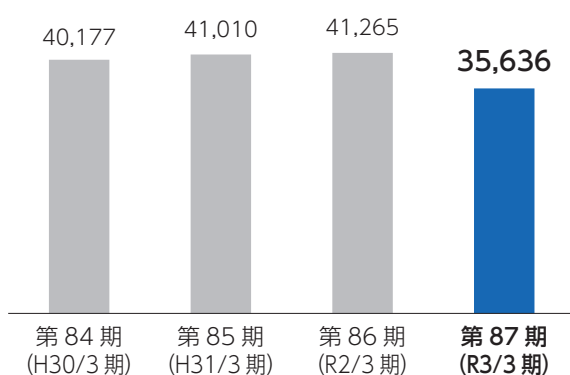
当期の業績

連結業績

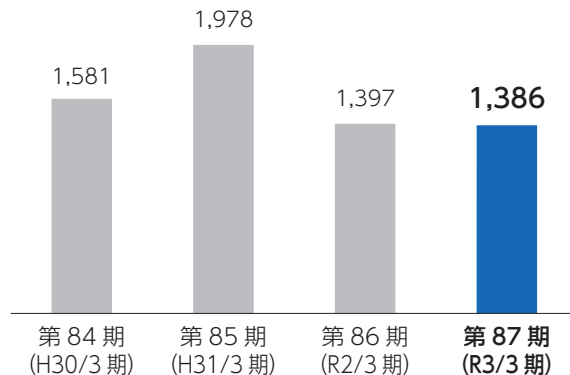
売上高	356億3千6百万円 前期比 13.6%減 ▼	営業利益	8億2千7百万円 前期比 29.2%減 ▼
経常利益	13億8千6百万円 前期比 0.8%減 ▼	親会社株主に 帰属する 当期純利益	9億1千5百万円 前期比 3.2%減 ▼

連結業績ハイライト

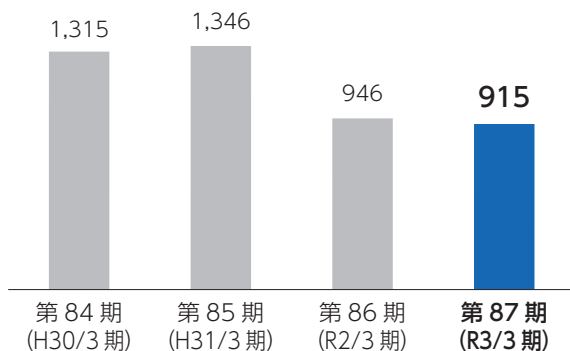
連結売上高(百万円)



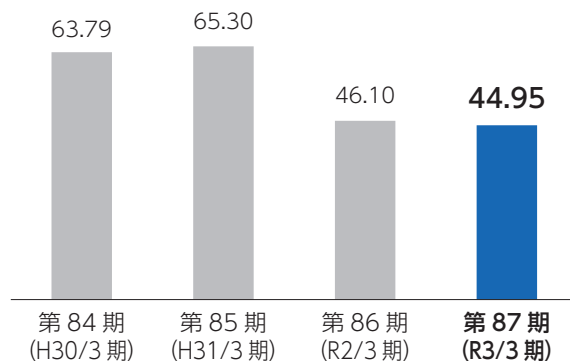
経常利益(百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)



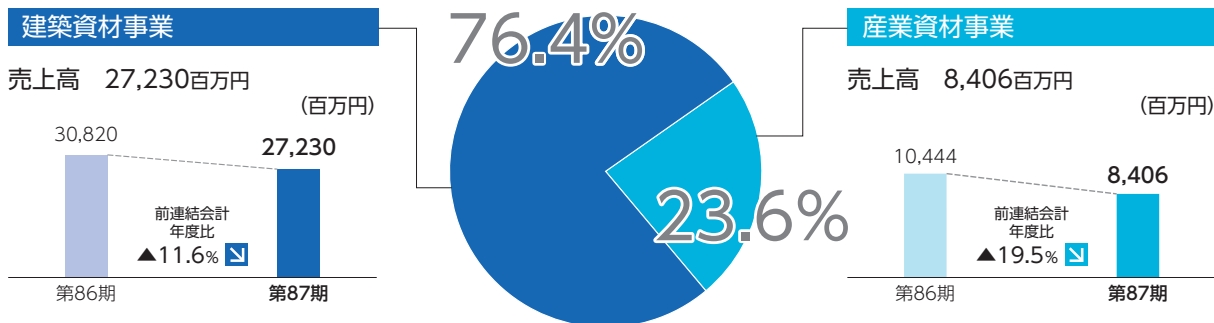
1株あたり当期純利益(円)



(注) 1. 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

2. 「1株あたり当期純利益」は期中平均株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。

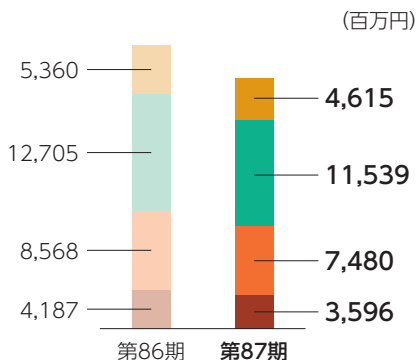
事業別の状況



建築資材事業

建築資材の内訳

- 外装建材
- 内装建材
- 床関連材
- システム建材



主力の建築資材事業の売上は、272億30百万円（前期比11.6%減）で、売上高全体の76.4%を占めました。新型コロナウイルス感染症の影響により経済活動の範囲が限定的となったことから、販売面では苦戦を強いられました。

主な商品・製品

外装建材

エコランバー（樹脂製瓦葺、写真①）、防水部材、換気部材など



内装建材

養生材、樹脂開口枠、フェノバード（高性能断熱材、写真②）など



床関連材

フリーフロア（乾式遮音二重床システム部材）、フリーアクセスフロア（OAフロア材、写真③）など



システム建材

プラスッド（木粉入り樹脂建材、写真④）、空気循環式断熱システム部材など



うち外装建材は、46億15百万円（同13.9%減）でした。外装装飾部材は順調に推移しましたが、換気部材、防水部材が伸び悩みました。

内装建材は、115億39百万円（同9.2%減）でした。内装下地材は善戦しましたが、断熱

材・養生材が低調に推移しました。

床関連材は、74億80百万円（同12.7%減）でした。床タイルの売上は前年並みだったものの、乾式遮音二重床システム部材が伸び悩みました。

システム建材は、35億96百万円（同14.1%減）でした。防蟻関連材は善戦しましたが、請負工事付きの木粉入り樹脂建材が東京オリンピック需要の反動減を受け落ち込みました。

産業資材事業

産業資材事業の売上は、84億6百万円（同19.5%減）で、売上高全体の23.6%を占めました。新型コロナウイルスの感染拡大の影響を大きく受けましたが、その後もカバーするには至らず、全体として伸び悩みこととなりました。

車両関係部材では、国内の移動自粛や渡航制限によるインバウンド需要の低迷により観光バス関係部材は厳しい状況が続いていますが、精密分野の主力である車載用低反射コーティング製品の受注は下期から回復傾向となり、また、レンズカバーなど非車載用製品も堅調に推移しました。

主な商品・製品

窓枠・車両部材

住宅設備・窓枠（写真⑤）、車両用クーラダクト、光ガイドイングバーなど



精密化工品

ハーツラスAR（高透明低反射パネル、写真⑥）など



事業別売上高

事業別	分類	前連結会計年度	当連結会計年度	構成比	増減	増減率
		百万円	百万円		%	百万円
建築資材	外装建材	5,360	4,615	12.9	▲745	▲13.9
	内装建材	12,705	11,539	32.4	▲1,166	▲9.2
	床関連材	8,568	7,480	21.0	▲1,088	▲12.7
	システム建材	4,187	3,596	10.1	▲591	▲14.1
	計	30,820	27,230	76.4	▲3,590	▲11.6
産業資材	—	10,444	8,406	23.6	▲2,039	▲19.5
合計	—	41,265	35,636	100.0	▲5,629	▲13.6

（注）記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資等の総額は8億17百万円で、主なものは次のとおりであります。

①当連結会計年度中に完成した主要設備

(当社本社工場)

工場改修	8百万円
電気工事・配管・排水工事	12百万円
押出・加工工程合理化設備	2億13百万円
金型取得	38百万円
ソフトウェア	38百万円

(当社坂井工場)

精密化工設備	36百万円
A C ・ R C ・ 瓦 棧 生 産 設 備	35百万円

(当社三方工場)

床材生産設備	21百万円
--------	-------

(当社岐阜加工センター)

加工設備	29百万円
------	-------

②当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

③重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

記載すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染拡大を機に人々の生活様式は一変し、当社を取り巻く環境も大きく変化しました。そのような変化の中で、自然環境や社会へ配慮した企業活動がますます重要になっており、フクビグループの事業を通じて持続可能な社会へ最大限貢献することにより、長期的な発展を目指します。

しかしながら、長期的な成長と企業価値の一層の増大を実現していくには、以下のような解決すべき課題があると認識しております。

①ESGを経営の中核に据えた事業運営への転換

企業の社会的責任がますます重くなる中で、今後もサステナブルな企業であり続けるため、当社は、これまで以上にESGを意識した取り組みを進めてまいります。企業理念「企業経営を通じて、地域に貢献し、環境共生型社会形成に寄与する」に立脚した事業活動を具現化することによって、企業としての存在価値を高めていくことを目指します。それら取り組みを具体的に推進、強化するために、全社横断でSDGsの推進組織を設置しており、SDGsへの取り組みを通じてグループ全体の意識を高め様々な施策を展開していきます。

②中長期の成長モデル構築に向けた取り組み

10年後を見据えた開発・事業テーマを選定し、組織的・計画的に経営資源を配分しイノベーションにつなげていきます。テーマの洗い出し、選定から、現状の課題を浮かび上がらせ、出口である事業化までのあるべき運営・組織体制を早期に構築し、将来の経営資源になり得るビジネスモデル、製品、サービスの創出を目指します。

③成長するための事業戦略立案と推進

中期経営計画を実現すべく、各事業部門が強化・成長のシナリオを描けるよう、事業ポートフォリオの再構築を通じ必要な施策を強力に推進していきます。成長性の高い既存事業や海外展開、製品開発等に経営資源を重点配分するとともに、M&Aによる事業領域拡大をグループ全体の成長につなげてまいります。また、収益性改善や、キャッシュ・フローの確保、資産効率等の重要指標を念頭に置いた戦略を展開してまいります。

④持続的な成長を支える体制整備

持続的成長を支える体制の整備として、事業本部体制への移行を完了しました。その他、DX推進、リスクマネジメント等の強化を推進してまいります。事業部制導入により責任の明確化を図るとともに、市場の変化への対応力を高め、BCMの観点からサプライチェーンの最適化を図ってまいります。前述のテーマを推進する上での共通テーマとしてDXがありますが、今後予定されているERP導入は重要なターニングポイントとなるものであり、順次、環境整備をしてまいります。リスクマネジメントの強化としては、自然災害、パンデミック、地政学リスク等に対するBCP対応やコンプライアンスリスク、事業リスク他様々なリスクに関して機能するよう、体制の整備・深化を図ります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

フクビグループ SDGsの取り組みについて

弊社グループは昨年11月にSDGs宣言を行い、SDGsに取り組んでいくことを公表しておりますが、このたび、具体的数値目標を掲げましたのでここにお知らせいたします。

今後は定期的に進捗と成果を測り、状況を開示してまいります。



フクビグループの統一SDGsロゴマークです

フクビグループSDGs取り組み：4つの基本姿勢

基本姿勢1



技術と提案力で
安心・安全・快適な
暮らしを創造する

マテリアリティ：安心・安全・快適な暮らしの提供
KGI：安心・安全・快適を実現する製品開発の推進



主な取り組み：顧客・社会が求める製品を提供し、住み続けられるまちづくりに貢献する。

- 住宅・建築の断熱性能を大幅に向上させ、省エネと健康で快適な暮らしに貢献する。
- 感染症等から人と暮らしを守る製品や、抗菌・抗ウイルス機能製品を充実する。
- 様々な機能性製品で、こどもや高齢者の安心安全に貢献する。

基本姿勢2



環境と共に生きる
社会を創造する

マテリアリティ：技術革新
KGI：資源循環の推進



主な取り組み：低炭素社会と資源循環型社会の実現に貢献する。

- 循環可能な製品の企画・設計・技術開発を推進する。
- 廃棄物の分離・再利用を推進し、産業廃棄物を削減する。
- 工場の省エネ推進と再生可能エネルギーの導入により、CO₂排出量を削減する。

基本姿勢3



スマートワークで
「一人ひとり」の
価値を創造する

マテリアリティ：働きがいのある仕事の提供
KGI：デジタルの活用推進、従業員エンゲージメントの向上



主な取り組み：従業員エンゲージメントを高め、多様性と働きがいある環境を実現させる。

- デジタル化により業務改革と効率化を進め、一人あたりの付加価値を向上させる。
- 女性や若手、シニア層など、多様な人材が活躍するためのキャリア形成支援を強化する。
- 従業員のこころと体の健康増進体制を充実させ、健康経営を実践する。

当社グループが事業活動を通じて達成を目指す主なSDGs目標



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

基本姿勢 4

パートナーシップで
持続可能な
地域社会をクリエイトする

マテリアリティ：パートナーシップ・アライアンス
KGI：パートナーシップによる価値の創出



主な取り組み：社外とのパートナーシップを高め、共通のテーマ・目標について協働することにより、自社のみでは達成しえない社会課題の解決に貢献する。

- オープンイノベーションによるR&Dの推進や、業界を越えた産・官・学・金等との連携により、地域産業の活性化を図る。
- CSR活動をサプライチェーン全体で協働し、共創していく。

2030年目標 (KPI)

CO₂ 排出量の削減

2019年度比 **30%** 削減
scope 1 & 2

産業廃棄物の削減

2019年度比 **50%** 削減

ダイバーシティ&インクルージョンの推進

女性管理職比率 **20%**
(管理職に占める女性の割合)

※グループ各社において、それぞれの環境に応じたKPIを設定。

- (注) ◇スマートワーク：多様で柔軟な働き方の実現により人材の活性化を図るとともに、イノベーションと価値創出の好循環を作り、組織の成果を最大化させる。
- ◇従業員エンゲージメント：従業員が企業のビジョンに共感し、自発的・積極的に行動し貢献しようとする意欲。
 - ◇scope 1 & 2：scope1：事業者自らによる温室効果ガスの直接排出(燃料の燃焼、工業プロセス)
scope2：他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出
 - ◇ダイバーシティ&インクルージョン：多様な人材が個々の属性や価値観の違いを認め尊重し合い、従業員一人ひとりの個の能力を活かした全員が活躍する組織づくり

招集ご通知
株主総会参考書類
事業報告
連結計算書類
計算書類
監査報告書

(5) 財産および損益の状況の推移

①企業集団の財産および損益の状況の推移

区分	期別	第84期	第85期	第86期	第87期
		(平成30年3月期)	(平成31年3月期)	(令和2年3月期)	(当連結会計年度) (令和3年3月期)
売上高	(百万円)	40,177	41,010	41,265	35,636
経常利益	(百万円)	1,581	1,978	1,397	1,386
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	1,315	1,346	946	915
1株当たり当期純利益	(円)	63.79	65.30	46.10	44.95
総資産	(百万円)	48,266	48,386	47,132	47,518
純資産	(百万円)	30,623	30,983	30,682	32,284

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

2. 「1株当たり当期純利益」は期中平均株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。

3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第85期の期首から適用しており、第84期については遡及処理後の数値を記載しております。

②当社の財産および損益の状況の推移

区分	期別	第84期	第85期	第86期	第87期(当期)
		(平成30年3月期)	(平成31年3月期)	(令和2年3月期)	(令和3年3月期)
売上高	(百万円)	36,826	38,382	38,650	33,078
経常利益	(百万円)	1,428	1,891	1,312	1,128
当期純利益	(百万円)	1,127	1,331	943	802
1株当たり当期純利益	(円)	54.67	64.54	45.97	39.40
総資産	(百万円)	44,320	44,714	43,799	43,502
純資産	(百万円)	27,452	28,012	27,969	29,064

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

2. 「1株当たり当期純利益」は期中平均株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。

3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第85期の期首から適用しており、第84期については遡及処理後の数値を記載しております。

(6) 重要な子会社の状況 (令和3年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
リフォジュール株式会社	30百万円	90.0%	天井材・内装材の施工および販売
フクビハウジング株式会社	200百万円	71.0%	建築・土木資材の製造、加工および販売
アリス化学株式会社	15百万円	100.0%	FRP(繊維強化プラスチック)製品の製造 および販売
フクビ岡山株式会社	100百万円	100.0%	フェノールフォーム断熱ボードの製造
FUKUVI USA,INC.	5百万米ドル	75.9%	プラスチック製品並びにその他素材を含 むこれらに付帯関連する製品の製造、仕 入および販売
FUKUVI VIETNAM CO.,LTD.	7百万米ドル	86.7%	プラスチック製品並びにアルミ製品の製 造、加工および販売
FUKUVI HOLDINGS (THAILAND) CO., LTD.	2百万 タイバーツ	49.0%	タイ国の関係会社に対する経営管理全般
FUKUVI (THAILAND) CO., LTD.	70百万 タイバーツ	74.0% (25.0%)	建築資材・産業資材の製造および販売

- (注) 1. 出資比率は小数点第2位を四捨五入して表示しております。
 2. 出資比率欄の()内は、間接所有比率を内数で記載しております。
 3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な営業所および工場 (令和3年3月31日現在)

①当社	本社	福井県
	支店	東京、大阪、名古屋、福岡、札幌
	営業所	盛岡、仙台、新潟、宇都宮、北関東（埼玉県）、西東京（東京都）、神奈川、京都、岡山、広島、高松、鹿児島、静岡、北陸（福井県）
	出張所	千葉、沖縄
	工場	本社（福井県福井市）、坂井（福井県坂井市）、三方（福井県三方上中郡）、あわらバイオマス（福井県あわら市）、岐阜加工センター（岐阜県各務原市）
②子会社	リフォジュール株式会社	福井県
	フクビハウジング株式会社	岩手県
	アリス化学株式会社	福井県
	フクビ岡山株式会社	岡山県
	FUKUVI USA, INC.	米国オハイオ州
	FUKUVI VIETNAM CO., LTD.	ベトナム社会主義共和国ドンナイ省
	FUKUVI HOLDINGS (THAILAND) CO., LTD.	タイ王国バンコク市
	FUKUVI (THAILAND) CO., LTD.	タイ王国バンコク市

(8) 従業員の状況 (令和3年3月31日現在)

①企業集団の状況

セグメントの名称	従業員数(名)
建築資材	574 [88]
産業資材	327 [49]
全社 (共通)	64 [12]
合 計	965 [149]

- (注) 1. 従業員数は就業人員数 (当社から社外への出向者を除く。) であり、臨時従業員数は [] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
3. 全社 (共通) は、提出会社の総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

②当社の状況

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
754 [110]	41.1	18.4	5,398,985

セグメントの名称	従業員数(名)
建築資材	452 [61]
産業資材	238 [37]
全社 (共通)	64 [12]
合 計	754 [110]

- (注) 1. 従業員数は就業人員数 (当社から社外への出向者を除く。) であり、臨時従業員数は [] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (令和3年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 63,000,000株

(2) 発行済株式の総数 20,377,456株
(自己株式310,969株を除く)

(3) 株主数 2,482名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社八木熊	2,574,140	12.63
長瀬産業株式会社	2,464,308	12.09
株式会社日本カストディ 銀行 (三井住友信託銀 行再信託分・三井化学 株式会社退職給付信託 口)	1,855,885	9.11
三井物産プラスチック 株式会社	983,220	4.83
株式会社福井銀行	710,300	3.49
八木誠一郎	679,703	3.34
昭和興産株式会社	669,573	3.29
株式会社北陸銀行	624,900	3.07
蝶理株式会社	600,382	2.95
八木信二郎	540,581	2.65

(注) 1. 持株比率は小数点第3位を四捨五入しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として 会社役員に交付した株式の状況

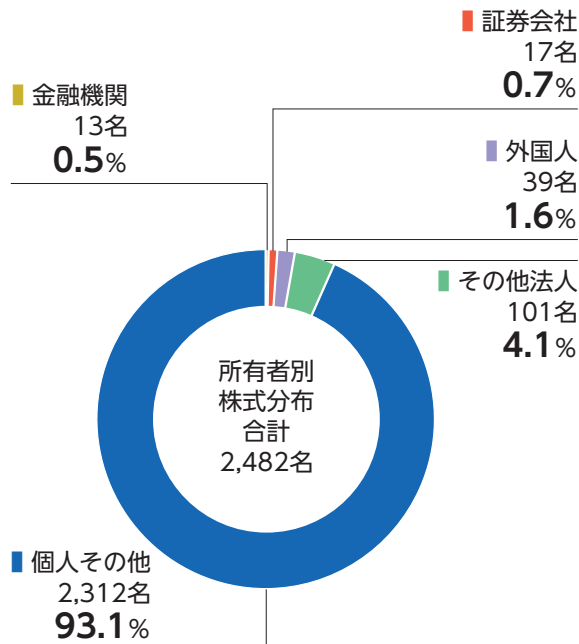
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (社外取締役を除く)	53,000	5
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(6) その他株式に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。



3 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (令和3年3月31日現在)

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
八木 誠一郎	代表取締役 社長執行役員	建材統括本部管掌 リフォジュール株式会社 代表取締役会長 フクビハウジング株式会社 代表取締役会長 アリス化学株式会社 代表取締役会長 フクビ岡山株式会社 代表取締役会長 FUKUVI USA,INC. 取締役 FUKUVI VIETNAM CO.,LTD. 会長 FUKUVI HOLDINGS (THAILAND) CO., LTD. 取締役 FUKUVI (THAILAND) CO., LTD. 取締役
采野 進	代表取締役 副社長執行役員	社長補佐 兼 精密事業本部管掌 兼 事業開発本部管掌
大畑 忠	代表取締役 専務執行役員	生産統括本部長
岩淵 滋	取締役	群栄化学工業株式会社 社外取締役
諫山 滋	取締役	三井化学株式会社 常勤監査役
南保 勝	取締役	株式会社福井銀行 社外取締役 福井県立大学 地域経済研究所長 福井県立大学 特任教授 日本銀行 金融広報アドバイザー 福井労働局 労働関係紛争担当参与 福井県民生活協同組合 非常勤理事
加川 潤一	取締役執行役員	グローバル事業本部長 兼 CSE事業本部管掌 兼 生産統括本部 物流調達管理部管掌
豊嶋 雅子	取締役執行役員	経営戦略本部長 兼 品質保証本部管掌
川瀬 慎一郎	常勤監査役	
玉井 三千雄	監査役	あおぞら経営税理士法人代表社員
藪原 孝夫	監査役	藪原孝夫税理士事務所長

- (注) 1. 取締役岩淵滋、諫山滋および南保勝は、社外取締役であります。
2. 監査役玉井三千雄および藪原孝夫は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役岩淵滋、諫山滋および南保勝を、東京証券取引所および名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員としてそれぞれ両取引所に届け出ております。
4. 当社は、監査役玉井三千雄および藪原孝夫を、東京証券取引所および名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員としてそれぞれ両取引所に届け出ております。

5. 監査役玉井三千雄は公認会計士の資格を有しており、また藪原孝夫は税理士の資格を有しており、それぞれ財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 令和2年6月18日開催の第86期定時株主総会において、南保勝が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
7. 当事業年度中に任期満了により退任した取締役は次のとおりであります。

氏名	退任時の担当および重要な兼職の状況
奥島 孝康	株式会社フジ・メディア・ホールディングス 社外監査役 白鷺大学学長 (公財) ボーイスカウト日本連盟 理事長 (公財) パブリックヘルスリサーチセンター 理事長 (特非) 富士山クラブ 会長 (公財) 大川情報通信基金 理事長
大野 繁	
柴田 寿裕	

8. 令和3年4月1日付で次のとおり異動がありました。

氏名	異動後の会社における地位	異動後の担当
八木 誠一郎	代表取締役社長執行役員	建材事業本部管掌
大畑 忠	代表取締役専務執行役員	生産イノベーション本部管掌 兼 SCM本部管掌
加川 潤一	取締役執行役員	グローバル事業本部管掌 兼 CSE事業本部管掌
豊嶋 雅子	取締役執行役員	経営戦略本部管掌 兼 品質保証本部管掌

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	対象となる 役員の員数(人)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の内訳		
			固定報酬	業績連動 報酬	譲渡制限付 株式報酬
取締役 (社外取締役を除く)	7	156	122	8	27
監査役 (社外監査役を除く)	1	13	13	—	—
社外取締役	4	16	16	—	—
社外監査役	2	7	7	—	—

- (注) 1. 上記金額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 上記には、当事業年度中に退任した取締役3名を含んでおります。
 3. 上記の他、令和元年6月19日開催の第85期定時株主総会における役員退職慰労金廃止に伴う打切り支給の決議に基づき、当事業年度中に退任した取締役2名に対し9百万円を支給しております。

(2)－1. 役員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬限度額は、平成18年6月22日開催の第72期定時株主総会において、年額300百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は14名（うち社外取締役は4名）です。短期業績連動報酬（年次役員賞与）は、この報酬枠の範囲内で支給いたします。また、取締役の報酬限度額とは別枠で、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度について、令和元年6月19日開催の第85期定時株主総会において、年額100百万円以内（年100,000株以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は7名です。

当社監査役の報酬限度額は、平成18年6月22日開催の第72期定時株主総会において、年額36百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

(2)－2. 役員の報酬等の決定方針

①方針の決定方法

当社では役員報酬規程を定めており、その改廃は取締役会の決議によって決定しております。

②方針の内容の概要

当社では、取締役が担当する業務や職責・役位をベースに、グループ業績を加味する中で、役員報酬を確定報酬額として支払うことを基本方針としており、報酬金額の見直しの必要性の検討は毎年実施しています。

なお、取締役（社外取締役を除く）に対しては、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした譲渡制限付株式報酬制度および、短期的なインセンティブ付与を目的とした短期業績連動報酬（年次役員賞与）を導入しています。

以上により、当社取締役（社外取締役を除く）への報酬は、固定報酬、業績連動報酬、株式報酬により構成され、その支給割合については、取締役会にて決定いたします。

個々の取締役の固定報酬については、取締役会での一任決議の下、取締役社長が上記方針に基づき、個々の取締役の業績や企業価値向上への貢献度等を評価し報酬額を決定しております。

す。譲渡制限付株式報酬の各取締役割り当てる株式数は、取締役会にて決定しております。年次役員賞与の支給額は、単年度の売上・利益等の定量的要素に加え、経営基盤強化等の定性的要素も鑑みて取締役会にて決定しております。

当事業年度においては、令和2年6月18日開催の取締役会にて代表取締役社長八木誠一郎に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには取締役社長が最も適しているからであります。

③当該事業年度に係る個人別の報酬等が当該方針に沿うものであると判断した理由

役員報酬規程、役員賞与規定、ならびに譲渡制限付株式報酬規程に定めた手続きを経たうえで、取締役会に諮って報酬を決定しているため、当該事業年度に係る役員報酬は方針に沿うものであると判断しております。

(2)－3. 業績連動報酬に関する事項

①業績連動報酬の算定方法

短期業績連動報酬の額の算定は、次の算式によっております。

各人別支給額 = ①基準金額 × ②会社業績係数 + ①基準金額 × ③部門・個人業績係数
基準金額は、役位ごとに定める賞与算定の基礎額をいい、③部門・個人業績係数は専務執行役員以下の役位にのみに適用するものとしております。

会社業績係数とは、当社の前期連結業績における売上高及び営業利益の公表業績予想に対する達成率に応じた係数を定めております。

部門・個人業績係数とは、各役員の管轄部門の業績や個人業績等を勘案して、各役員の業績を総合的に評価し定量化した係数を定めております。

②業績指標を選択した理由

業績指標として前期連結業績における売上高及び営業利益の公表業績予想に対する達成率を選定した理由は、業務執行の成果を客観的に測る指標として適切と考えられるためです。

当期支給した賞与の算定に係る前期（86期）連結業績の公表業績予想に対する達成率は、売上高98.2%、営業利益68.7%です。

(2)－4. 非金銭報酬等に関する事項

取締役（社外取締役を除く）に対しては、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、その概要は以下のとおりであります。

①譲渡制限期間

対象取締役は、払込期日から退任する日までの期間中は、本自己株式処分により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとする。

②譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において対象取締役が保有する本割当株式の全部についての譲渡制限を解除する。

③当社による無償取得

譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得する。また、譲渡制限期間中に、本割当契約に定める無償取得事由が発生した場合、同契約で定める数の本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

④株式の管理

本割当株式について、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、当社が定める証券会社に、対象取締役が専用口座を開設し、管理される。

⑤組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）

で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、上記により譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名		兼職先法人等	兼職の内容	関係
社外取締役	岩淵	滋	群栄化学工業株式会社	社外取締役	なし
社外取締役	諫山	滋	三井化学株式会社	常勤監査役	あり (注)
社外取締役	南保	勝	株式会社福井銀行 福井県立大学 福井県立大学 日本銀行 福井労働局 福井県民生活協同組合	社外取締役 地域経済研究所長 特任教授 金融広報アドバイザー 労働関係紛争担当参与 非常勤理事	なし
社外監査役	玉井	三千雄	あおぞら経営税理士法人	代表社員	なし
社外監査役	藪原	孝夫	藪原孝夫税理士事務所	所長	なし

(注) 諫山滋氏は、三井化学株式会社の常勤監査役であります。当社は同社との間に原材料仕入等の取引関係があります。なお、同社は当社に9.11%の出資を行っております。

②社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況および果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	岩淵 滋	当事業年度開催の取締役会6回全てに出席し、経験豊富な経営者の観点から、取締役会の意思決定のための助言、提言を行うとともに、当社グループの業務執行と離れた客観的な第三者の立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を行っております。
社外取締役	諫山 滋	当事業年度開催の取締役会6回全てに出席し、経験豊富な経営者の観点から、取締役会の意思決定のための助言、提言を行うとともに、当社グループの業務執行と離れた客観的な第三者の立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を行っております。
社外取締役	南保 勝	就任後開催の取締役会5回に全て出席し、経済学博士としての専門的見地から、取締役会の意思決定のための助言、提言を行うとともに、当社グループの業務執行と離れた客観的な第三者の立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を行っております。
社外監査役	玉井 三千雄	当事業年度開催の取締役会6回全てに出席しております。また、当事業年度開催の監査役会6回全てに出席しており、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行うとともに、当社グループの業務執行と離れた客観的な第三者の立場から、取締役会および監査役会の議案・審議等について必要な発言を行っております。
社外監査役	藪原 孝夫	当事業年度開催の取締役会6回全てに出席しております。また、当事業年度開催の監査役会6回全てに出席しており、主に税理士としての専門的見地からの発言を行うとともに、当社グループの業務執行と離れた客観的な第三者の立場から、取締役会および監査役会の議案・審議等について必要な発言を行っております。

(注) 当社では、他の日程と重なる等でやむを得ず取締役会に出席できない社外役員に対しても、事前の資料配布や審議事項に関する意見聴取により、取締役会での決議・報告事項に関与できる環境を整えています。

③責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低限度額としております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

22百万円

②当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

22百万円

- (注) 1. 当監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度監査実績の分析・評価、当事業年度の監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、当監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、「文書取扱規程」に従い適切に保存および管理（廃棄を含む。）し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行います。
- ②取締役会議事録および稟議決裁書類につきましては、各々「取締役会規程」、「稟議決裁規程」の定めに従い、適時適切に作成のうえ、保存および管理を行います。
- ③取締役が職務の執行過程において決定、発生した重要な会社情報につきましては、適時開示規則（東京証券取引所）に定める決定事実・発生事実・決算情報等に該当するか否かを開示委員会で速やかに確認の後、同規則に則って適切に管理のうえ開示します。
- ④重要な営業秘密につきましては、“資産の保全”の観点から、「営業秘密管理規程」に則り、知的財産等を適切に管理し、漏洩を防止します。
- ⑤職務の執行上、重要な非公開情報の受渡しを必要とする場合には、秘密保持契約を締結し、損害の発生を回避します。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、代表取締役社長に直属する部署として、内部監査室を設置し、監査部門担当役員が同室長として、その業務を管掌します。
- ②内部監査室は、定期的に業務監査実施項目および実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏がないか確認し、必要に応じて監査方法の改訂を行います。
- ③内部監査室の監査により法令定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容およびその危険がもたらす損失の程度等について直ちに担当部署に通報するとともに、トップマネジメント、取締役会、監査役に報告します。

- ④内部監査室の活動を円滑にするために、リスク管理方針、関連する個別規程（「与信管理規程」、「経理規程」等）、ガイドライン、マニュアル等の整備を各業務執行部門に求め、また、内部監査室の責任と権限を全従業員（執行役員を含む。以下同様。）に周知徹底することにより、損失の危険を発見した場合には、直ちに内部監査室に報告されます。
- ⑤リスク管理を所管する部署として、リスク統括部を設置します。リスク統括部は、会社が包蔵するリスクを抽出し、監視するとともに、リスク・エクスポージャーに重要な変化を感知した場合には、経営会議に報告します。
- ⑥自然災害、事故あるいは事件が発生した場合には、「安全衛生緊急事態対応実施規程」、「品質管理委員会規程」、「防火管理規程」等の関連規程の定めに従って、損失・被害等の状況につき速やかに所管取締役宛に報告を行います。対応については、必要に応じて代表取締役社長を委員長とする緊急対策委員会を招集のうえ、決定します。

（3）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①経営理念と経営方針を機軸に、中期経営計画が策定され、年度計画に落とし込みます。各業務執行部門は年度計画（予算）の実現のため、活動計画を作成、実行します。
- ②経営戦略本部経営企画部は、業務執行部門と協議のうえ、資源配分（人的資源、投入経費）の最適化を図り、予算の達成に向けた事業態勢を整備します。
- ③常務会は、常勤の取締役および監査役をメンバーとして開催され、経営目標の進捗状況を確認、点検するとともに、経営の重要事項（取締役会付議事項を除く。）について機関決定を行います。
- ④業務執行においては、「取締役会規程」により定められている付議事項についてはすべて取締役会で審議することを遵守し、その際には、経営判断の原則に基づき、事前に議題に関する十分な資料を全役員に配布します。
- ⑤日常の職務執行に際しては、「職務権限規程」、「業務分掌規程」等に基づき権限の委譲を行い、各レベルの責任者が「稟議決裁規程」等の意思決定ルールに則り業務を遂行します。

(4) 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①代表取締役社長の直轄組織としてコンプライアンス事務局を経営戦略本部総務部内に設置し、コンプライアンス・プログラム策定に係る基本方針の決定等、コンプライアンス態勢の基盤整備を行います。
- ②全取締役および全従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、経営戦略本部管掌取締役をコンプライアンス担当役員とし、その責任のもと、「コンプライアンス規程」および「コンプライアンス・マニュアル」を作成するとともに、全従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築します。
- ③「コンプライアンス・マニュアル」は、労働安全衛生法、不正競争防止法、独占禁止法、インサイダー規制等の身近な法令について平易に解説することにより、遵法マインドの醸成を図ります。
- ④万一、法令等に抵触する事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス担当役員を通じトップマネジメント、取締役会、監査役に報告される態勢を構築します。
- ⑤コンプライアンス担当役員は、「コンプライアンス規程」に従い、担当部署にコンプライアンス推進責任者その他必要な人員配置を行い、かつ、「コンプライアンス・マニュアル」の実施状況を管理・監督します。また、取締役および従業員に対して適切な研修体制を構築するとともに、内部通報ガイドラインならびに内部通報窓口およびコンプライアンス相談窓口の更なる周知徹底を図ります。
- ⑥独立性の高い社外役員（取締役、監査役）を選任することにより、従業員ならびに、常勤取締役の職務執行に対する監視、監督機能の強化を図ります。
- ⑦反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、仮に、不当要求があった場合には、警察、弁護士等の外部専門機関と連携して拒絶する旨「反社会的勢力による被害の防止ルール」に定めています。

(5) 次に掲げる体制その他の当社およびその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制

(5)－1. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ①当社は、「関係会社管理規程」に基づき、経営戦略本部経営企画部が、子会社を統括的に管理します。また、重要な業務課題については、国内子会社については建材統括本部宛、海外子会社についてはグローバル事業本部宛に、事前協議ならびに状況報告を行うことになっています。
- ②国内子会社の社長は、毎月開催の経営会議に出席のうえ、業績報告とともに、重要な経営課題の有無ならびにその状況について報告します。
- ③海外子会社の社長は、上記の報告を当社の社長他関連部門長宛に毎月、行います。また、当社の社長および内部監査室は、現地ミーティングあるいは監査を通じて、職務の執行状況の把握に努めます。

(5)－2. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①内部監査室は、内部監査に関する取決めに従い、子会社のリスク情報の有無を定期的に監査、監視します。
- ②内部監査室は、子会社に損失の危険が発生し、これを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度および当社に対する影響等について、当社の取締役会および担当部署に報告します。
- ③また、経営戦略本部経営企画部は、毎月の経営会議で報告された子会社の業績等の中で、異常値を発見した場合には、直ちに、原因を究明のうえ、必要に応じて対策を講じます。

(5)－3. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社では、子会社は、自主独立の精神をもって、安定的な発展を図ることを基本原則としております。従って、「稟議決裁規程」に準じ、子会社の社長に一定の権限委譲を行い、迅速な意思決定の行える経営環境を整備しています。

- ②業務運営計画については、毎年、業績目標および基本戦略を、当社経営戦略本部経営企画部が確認し、必要に応じて事業リスクの影響度を検証しています。
- ③建材統括本部、生産統括本部、品質保証本部および経営戦略本部等は、所管業務の立場から、子会社の業務運営状況を把握し、効率的にその経営目標が達成できるように助言、指導、支援に努めています。

(5)－4. 子会社の取締役等および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①内部監査室は、子会社の事業特性を十分に理解のうえ、その取締役および従業員の法令遵守の状況を定期的に点検し、当社グループとして法令遵守の体制が構築・堅持されるように監視ならびに指導を行います。
- ②当社と子会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、監査役および内部監査室長は、子会社の内部監査室またはこれに相当する部署と、定期的な内部監査を通じて十分な情報交換を行っています。

(6) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

- ①監査役の職務を補助すべき部署として内部監査室を設置し、同室に専任の従業員を3名以上配置します。
- ②内部監査室の構成員数、配置する従業員の人選等の具体的内容については、監査役の意見を十分に考慮し、人事担当取締役その他関係各方面の意見も確認して決定します。

(7) 監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項

- ①監査役の職務を補助すべき従業員は、監査役の指揮命令下に置かれています。
- ②監査役の職務を補助すべき従業員である内部監査室スタッフの任命・異動・評価については、監査役会の意向を尊重します。

(8) 監査役の職務を補助すべき従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①内部監査人としての内部監査室を、監査役の職務を補助すべき部署と位置付けています。
- ②監査役と内部監査室は、制度的に支障のない限りにおいて、監査情報を交換し、問題意識を共有します。

(9) 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

(9)－1. 当社の取締役および従業員が監査役に報告をするための体制

- ①取締役および従業員は、監査役会の定めに従い、各監査役から要請があれば必要な報告および情報提供を適時適切に行います。
- ②前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとします。
 - A. 当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
 - B. 当社の子会社の監査役および内部監査部門の活動状況
 - C. 当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更
 - D. 業績および業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
 - E. 内部通報制度の運用および通報の内容
 - F. 社内稟議書および監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け
- ③内部監査室、コンプライアンス事務局および内部通報窓口担当は、法令定款に対する違反行為あるいはリスク顕在化の事実を確認した場合、またはその惧れが高いと判断した場合、代表取締役社長等への報告と同時に、直接かつ速やかに監査役に報告します。

(9)－2. 子会社の取締役・監査役等および従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- ①内部通報制度（ホットライン）は、子会社の取締役・監査役等および従業員も利用可能であり、通報があった場合には、責任担当である当社総務部長は、監査役、内部監査室長および経営戦略本部長に報告を行います。
- ②子会社の監査役、当社の監査役、内部監査室長、経営戦略本部長およびリスク統括部長は、

半期毎に情報交換会を開催し、主に、子会社が包蔵するオペレーショナル・リスクおよびコンプライアンス・リスクについて協議します。

(10) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ①当社は、コンプライアンス経営の強化を目的として「公益通報者保護規程」を定め、通報者等が相談または通報したことを理由として、いかなる不利益な取扱いも行ってはならないと規定しています。
- ②また、万一、通報者等に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った場合には、該当者を就業規則に従って処分します。

(11) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ①監査役が、その職務の執行のため費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに支払います。
- ②年度予算は、監査役の職務執行費用を円滑に支弁するための自主計画予算を織り込んで策定します。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①当社グループの取締役等は、会社法に定める監査役の位置付けおよび監査役の権限を正しく理解し、その要請には迅速かつ適切に対応します。
- ②会社は、当局から示達された“財務報告に係る内部統制の評価および監査の基準”ならびに“財務報告に係る内部統制の評価および監査に関する実施基準”に明記されている監査役および内部監査人（当社では、内部監査室が該当部署）の役割と責任が、円滑に遂行される環境を整備します。
- ③一方、監査役および内部監査室は、自身の役割と責任の重さを自覚し、リスクアプローチに基づく監査を効率的かつ実効的に完遂できるよう、平素より監査手法の研鑽に努めます。

- ④監査役は、監査体制の実効性を高めるため、当社の代表取締役社長および会計監査人と定期的に意見交換を行います。
- ⑤監査役会が必要と認めた場合には、弁護士、会計士その他の専門家との連携を図ります。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

(1) 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための取組みの状況

- ①コンプライアンス担当役員である経営戦略本部管掌取締役の責任のもと作成した「コンプライアンス・マニュアル」を全従業員に配付するとともに、適切な研修体制を構築して遵法精神の徹底を図っています。
- ②コンプライアンス重視の企業風土の一層の醸成に資するべく、「コンプライアンス・チェックリスト」による自己点検を毎年定期的実施し、各部門ごとの活動状況の把握とともに、継続的な活動の推進を図っています。
- ③また、内部通報体制については、内部通報窓口およびコンプライアンス相談窓口を設け、全従業員に周知を図っています。同時に、通報者のプライバシーを厳重に保護するとともに、通報行為を理由として不利益を課さないことを規定して運用しています。

(2) 損失の危険の管理に関する取組みの状況

- ①内部監査室は、金融商品取引法に基づく内部統制の独立的評価を実施するとともに、別途、往査にて業務監査および内部統制監査を行い、それらの結果を定期的に、または危険の内容の程度によって直ちに、当社の代表取締役社長に報告を行うほか、監査関連部門連絡会（経営戦略本部長、リスク統括部長、監査役等が出席）で情報共有を図っています。
- ②リスク統括部は、会社が包蔵するリスクを抽出し監視するとともに、リスク・エクスポージャーに重要な変化を感知した場合には、取締役会、常務会等で報告しています。
なお、四半期ごとに総合リスク管理報告を関係者に配信することにより、リスクが顕在化する前にリスクの兆候を察知し必要な措置を講じるよう注意喚起を促しています。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための取組みの状況

- ①中期経営計画を年度計画に落とし込み、常務会および経営戦略会議で進捗を管理しています。
- ②取締役会規程により定められている付議事項は、すべて取締役会で審議しており、その際には必要な資料を事前に全役員に配布しています。
- ③日常の職務執行に際しては、適切に権限の委譲を行い、各レベルの責任者が「稟議決裁規程」等の意思決定ルールに則り業務を遂行しています。

(4) 子会社を含む当社グループにおける業務の適正を確保するための取組みの状況

- ①経営戦略本部が子会社を統括的に管理しています。
- ②国内および海外の子会社社長は、年に一度開催される全社部門長会議にて、年度方針と計画を発表しています。
- ③国内子会社の社長は、毎月の業績および重要な経営課題を月例の常務会にて報告しています。また、海外子会社の社長は、上記の報告を当社の代表取締役社長、窓口であるグローバル事業本部ならびに他関連部門長宛てに毎月、行っています。
- ④当社の代表取締役社長および内部監査室等は、現地ミーティングまたは監査を通じて、海外子会社の職務の執行状況把握に努めています。
- ⑤建材統括本部、生産統括本部、品質保証本部および経営戦略本部等は、所管業務の立場から、子会社の業務運営状況を積極的に把握し、必要に応じて指導、支援に努めています。

(5) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための取組みの状況

- ①監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されており、これにアドバイザーとして顧問1名を加えた形で定期的開催され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っています。
- ②また、監査役は、代表取締役社長、内部監査室長および経営戦略本部長ならびに会計監査人と定期的に会合し、監査情報の共有を図るとともに、内部統制の整備・運用状況などについて意見交換を行っています。

6 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、公開会社である以上、当社株主の判断は、当然に個々の株主の自由意思に基づき、株式市場における自由な売買取引を通じて具現されるものと考えております。従いまして、たとえ大規模買付者から当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合でも、これに応じるべきか否かの判断は、最終的には当社株式を保有する個々の株主の判断に委ねられるべきものであると考えます。

とはいえ、大規模買付行為の中には、①真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で会社または会社関係者に引き取らせるもの、②会社経営を一時的に支配して、当該会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業情報、主要取引先・顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるもの、③会社経営を支配した後に当該会社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資とするものなど、その目的等からみて、必ずしも企業価値および株主の共同の利益の維持・向上に資するとは言いえないものが存在します。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある当社株式の大規模買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えます。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

(2)－1. 当社における企業価値向上への取組み

企業理念と経営の基本姿勢

当社グループは、「化学に立脚し、新たな価値を創造、提案する」、「企業経営を通じて、地域に貢献し、環境共生型社会形成に寄与する」の企業理念のもと、プラスチックを中心とする異形押出成形技術をコア技術として、常に新しい技術と製品の開発に専念し、企業価値の向上に努めてまいりました。

今後さらに、フクビの絶対主義、即ち「絶対品質、絶対スピード、絶対コスト」に裏付けられた製品とサービスの提供を通して、お客様の企業価値の増大に貢献し、開発型メーカーとしての事業基盤を一層強化していくために、新中期経営計画（令和3年3月期～令和5年3月期）を策定いたしました。

当中期経営計画では「新たな技術開発と市場創造に絶え間なく挑戦し、快適な社会の実現に貢献する」「一人一人の成長と企業の成長が一体となることで、喜びを実感できるフクビグループを目指す」という中長期ビジョンを掲げ、これらを実現すべく3つの基本方針を策定しています。

- ①成長分野への積極展開
- ②収益構造の改革推進による利益の創造
- ③挑戦と変革を実現する経営基盤の確立

当社グループは、上記諸施策を推進することで100年企業への基盤づくりを行い、さらには、地域・社会に貢献する経営を継続することで、常にステークホルダーに信頼され、選ばれ続ける企業を目指します。

(2)ー2. コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取組み

当社グループにおきましては、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を経営の最重要課題の一つと位置付けております。グループにとっての重要なステークホルダーであります株主、取引先および従業員にとっての企業価値の持続的な向上を図り、さらに、企業経営を通じて地域に貢献するなどの企業の社会的責任、社会的使命を果たしていくためにも、

- ①意思決定機能と業務執行機能の分離による効率的な企業経営の実践
- ②監視・牽制機能強化による企業経営の透明性・公正性の向上
- ③内部統制システム構築による適時かつ的確なリスクコントロール態勢の整備
- ④役職員の企業倫理・遵法マインドの徹底的な高揚

を通じて、コーポレート・ガバナンスの強化に向け不断の努力を続けております。

<会社の機関の基本説明>

当社は、取締役会および監査役会を設置しており、会計監査人の会計監査を受けております。

取締役会は、業務執行に専念する執行役員を選任し、関係会社を含む個別の事業部門および重要特命事項を執行役員を含む幹部社員が一貫して運営する体制をとっております。

取締役会は、令和3年3月31日現在、社外取締役3名を含む8名で構成されており、監査役会は、社外監査役2名を含む3名で構成されています。

<会社の機関の内容および内部統制システムの整備の状況>

取締役会につきましては、定例・臨時の別を問わず、監査役出席のうえ開催されております。また、全社的課題について適時適切かつ十分な情報提供と自由闊達な意見交換を行うことを目的として、取締役会と同一構成員による協議会を定例的に開催しているほか、毎月開催され、決議機能を有する常務会にも監査役が出席することにより、経営の透明性と監視体制の一層の強化を図っております。

当社は業務執行の迅速化・効率化を目指して執行役員制度を導入しており、執行役員は常務会にオブザーバーとして出席する体制をとっております。また、社長以下社内取締役および執行役員による経営戦略会議（戦略確認、実施方針協議）を開催し、情報の相互伝達と迅速な業務執行に努めております。

当社は、内部統制システムの構築を図るため、代表取締役社長直属の機関として内部監査室（専任の従業員を3名以上配置）を設置いたしております。内部監査室は、定期、不定期に各部門の業務執行状況またはコンプライアンスの状況を監査する任務を負っております。監査結果は、監査役会および取締役会に報告され、必要に応じて是正措置が講じられる体制をとっており、引き続き監査態勢の強化に向けて鋭意取り組んでまいります。

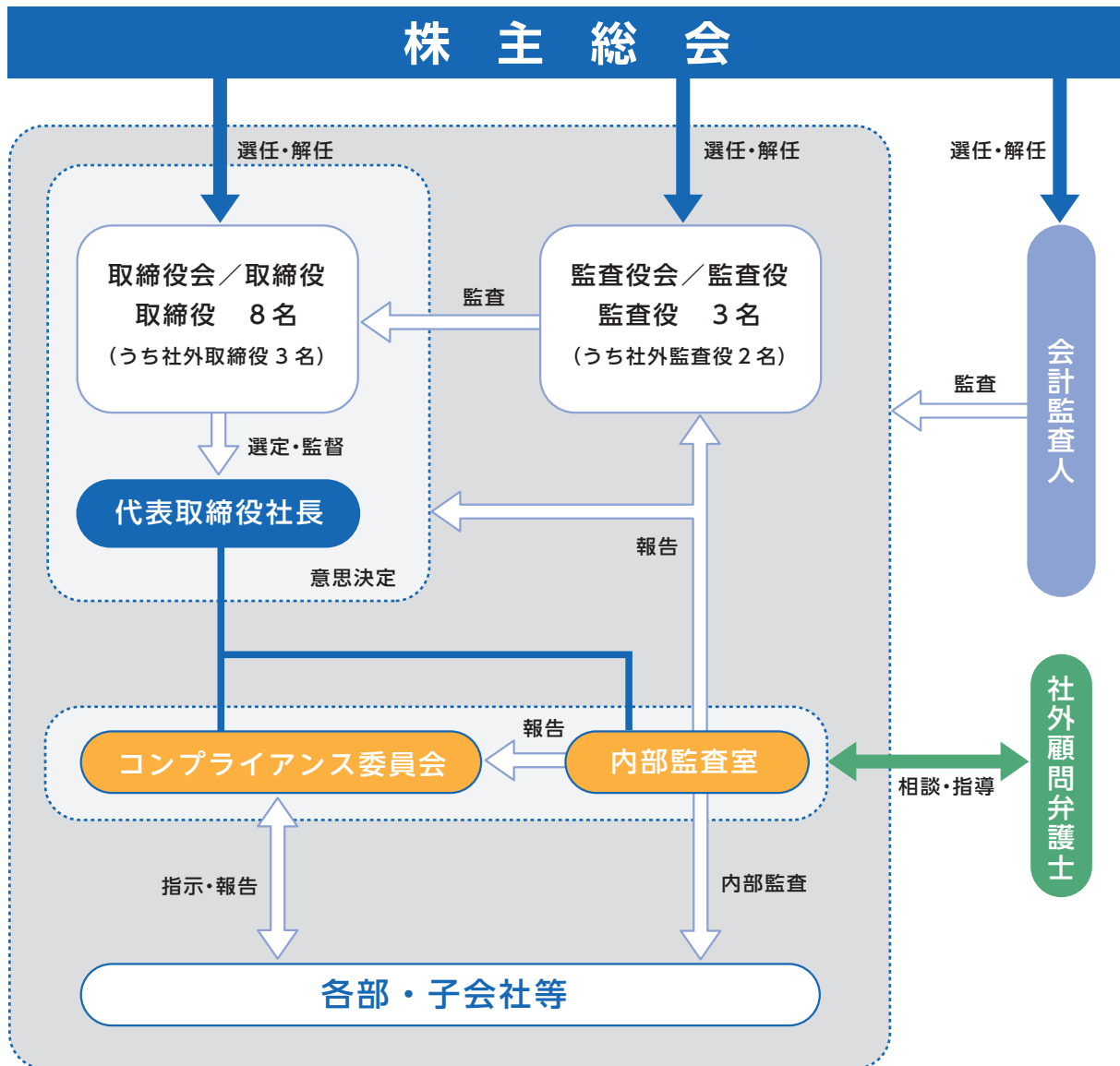
当社は、コンプライアンスを内部統制システムの構築上、最重要課題の一つと位置付けており、代表取締役社長の直轄組織としてコンプライアンス事務局を経営戦略本部総務部内に設置し、コンプライアンス・プログラム策定に係る基本方針の決定やコンプライアンス態勢の基盤整備等を行っております。その一環として、グループ会社の全従業員に、フクビ・コンプライアンス・マニュアルを配布し、コンプライアンスチェックリストによる定期点検や研修・朝礼等を通

じてコンプライアンス重視の経営風土の一層の醸成に向けて役職員一丸となって取り組んでおります。

また、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報制度を設けております。

リスク管理につきましては、リスクを全社的に統括管理することを目的として、リスク統括部を経営戦略本部に設置しております。内部監査室はリスク統括部と協働で、グループ各社、各部門の業務プロセスより抽出されたリスクの中から、当社の事業または財務内容に重大な影響を与える可能性があるリスクを選定し、その対策および効果を監視・検証しております。

このほかにも、職務権限規程や業務分掌規程等の組織規程やリスク管理規程の見直し等、内部統制システム構築のために必要な統制環境の整備を行っております。



連結計算書類

連結貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	11,524	支払手形及び買掛金	10,475
受取手形及び売掛金	11,311	短期借入金	255
電子記録債権	2,764	リース債務	234
有価証券	10	未払金	168
商品及び製品	3,234	未払法人税等	342
仕掛品	633	未払費用	1,126
原材料及び貯蔵品	1,126	賞与引当金	467
未収入金	1,042	その他	627
その他	100	流動負債合計	13,694
貸倒引当金	△0		
流動資産合計	31,745		
固定資産		固定負債	
有形固定資産		リース債務	442
建物及び構築物	4,147	長期未払金	298
機械装置及び運搬具	2,255	繰延税金負債	749
工具器具及び備品	187	退職給付に係る負債	50
土地	1,894	固定負債合計	1,540
リース資産	472	負債合計	15,234
建設仮勘定	78		
有形固定資産合計	9,034	(純資産の部)	
無形固定資産		株主資本	
特許権	12	資本金	2,194
リース資産	148	資本剰余金	1,511
その他	39	利益剰余金	26,587
無形固定資産合計	199	自己株式	△176
投資その他の資産		株主資本合計	30,116
投資有価証券	3,498	その他の包括利益累計額	
長期前払費用	173	その他有価証券評価差額金	1,124
退職給付に係る資産	2,583	為替換算調整勘定	5
繰延税金資産	38	退職給付に係る調整累計額	446
その他	249	その他の包括利益累計額合計	1,575
投資その他の資産合計	6,540	非支配株主持分	593
固定資産合計	15,773	純資産合計	32,284
資産の部合計	47,518	負債及び純資産の部合計	47,518

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書

(令和2年4月1日から
令和3年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		35,636
売上原価		25,593
売上総利益		10,043
販売費及び一般管理費		9,216
営業利益		827
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	107	
固定資産賃貸料	43	
為替差益	26	
雇用調整助成金	289	
その他	141	606
営業外費用		
支払利息	6	
その他	41	47
経常利益		1,386
特別利益		
固定資産売却益	0	
保険差益	1	2
特別損失		
固定資産除却損	1	
投資有価証券売却損	1	
ゴルフ会員権売却損	1	3
税金等調整前当期純利益		1,385
法人税、住民税及び事業税	356	
法人税等調整額	78	433
当期純利益		952
非支配株主に帰属する当期純利益		37
親会社株主に帰属する当期純利益		915

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

計算書類

貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(43,502)	(負債の部)	(14,438)
流動資産	26,794	流動負債	13,274
現金及び預金	7,775	支払手形	4,767
受取手形	670	買掛金	5,729
売掛金	10,294	短期借入金	100
電子記録債権	2,731	リース債務	215
有価証券	10	未払金	152
商品及び製品	2,747	未払費用	1,013
仕掛品	509	未払法人税等	272
原材料及び貯蔵品	804	預り金	55
前払費用	65	賞与引当金	450
未収入金	1,137	その他	520
その他	52		
固定資産	16,708	固定負債	1,164
有形固定資産	7,588	リース債務	392
建物	3,423	長期未払金	298
構築物	184	繰延税金負債	474
機械及び装置	1,670		
車両及び運搬具	4		
工具器具及び備品	162		
土地	1,662		
リース資産	411		
建設仮勘定	71		
無形固定資産	180	(純資産の部)	(29,064)
リース資産	146	株主資本	27,939
その他	35	資本金	2,194
投資その他の資産	8,939	資本剰余金	1,511
投資有価証券	3,495	資本準備金	1,511
関係会社株式	1,465	利益剰余金	24,410
出資金	9	利益準備金	465
関係会社出資金	263	その他利益剰余金	23,945
関係会社長期貸付金	1,641	技術開発積立金	110
長期前払費用	3	買換資産圧縮積立金	49
前払年金費用	1,942	配当平均積立金	62
その他	236	別途積立金	10,000
貸倒引当金	△114	繰越利益剰余金	13,725
資産の部合計	43,502	自己株式	△176
		評価・換算差額等	1,124
		その他有価証券評価差額金	1,124
		負債及び純資産の部合計	43,502

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

損益計算書

(令和2年4月1日から
令和3年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		33,078
売上原価		24,053
売上総利益		9,025
販売費及び一般管理費		8,523
営業利益		502
営業外収益		
受取利息	37	
受取配当金	172	
雇用調整助成金	258	
その他	203	670
営業外費用		
支払利息	1	
その他	43	44
経常利益		1,128
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産除却損	1	
投資有価証券売却損	1	
ゴルフ会員権売却損	1	3
税引前当期純利益		1,126
法人税、住民税及び事業税	277	
法人税等調整額	46	323
当期純利益		802

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和3年5月11日

フクビ化学工業株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石原 鉄也 ㊞

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 五十嵐 忠 ㊞

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フクビ化学工業株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フクビ化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和3年5月11日

フクビ化学工業株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石原 鉄也 ㊟

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 五十嵐 忠 ㊟

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フクビ化学工業株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第87期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議にオンライン形式を併用して出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等とオンライン形式を併用して意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針及び取組み方については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針及び取組み方については、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年5月12日

フクビ化学工業株式会社 監査役会

常勤監査役 川 瀬 慎 一 郎 ㊟

社外監査役 玉 井 三 千 雄 ㊟

社外監査役 藪 原 孝 夫 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

開催
日時

令和3年6月16日（水曜日）
午前10時（受付開始予定時刻 午前9時20分）

開催
会場

福井市手寄1丁目4番1号
アオッサ8階 福井県県民ホール TEL:0776-87-0003

※昨年と会場が異なっておりますので、くれぐれもご注意ください。



交通

- JR
- えちぜん鉄道
- 福井鉄道

福井駅 から徒歩約1分



見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

